

# 令和8年度社会福祉施設災害対応力強化事業業務委託仕様書案

## 1 委託業務の名称

令和8年度社会福祉施設災害対応力強化事業業務委託

## 2 目的

本業務は、令和7年度に改定した「高齢者施設等における防災計画作成指針」等について、県内福祉施設の管理者・職員を対象に、その趣旨、構成及び活用方法を体系的に周知するとともに、災害発生時の具体的な行動や判断を想定した机上訓練を実施することで、各施設における防災計画・業務継続計画（BCP）の実効性向上及び職員の災害対応に関する理解度・判断力の向上を図ることを目的とする。

## 3 実施対象

### (1) 対象施設・事業所など

県内高齢者、障害者、児童福祉施設の管理者及び職員

※詳細な対象範囲は、県と協議の上、必要に応じて調整する。

## 4 業務内容

### (1) 防災計画セミナーの開催

#### ア 開催回数・構成

- ・全5回とする
- ・初回は総論的内容、2回目以降はテーマ別・章別構成とする

#### イ 開催形式

- ・対面及びWEB配信を併用したハイブリッド方式
- ・必要に応じて、講義をオンデマンド化する。
- ・初回は参加規模を考慮し、比較的規模の大きな会場を想定
- ・2回目以降は、規模等に応じて県と協議の上、調整する。

#### ウ 講義内容

- ・改定した防災計画作成指針の構成、考え方、改定ポイントの解説
- ・能登半島地震等の教訓を踏まえた留意点
- ・BCPの運用サイクル（策定→研修→訓練→見直し）
- ・各回のテーマに応じた専門的内容

※改定指針と講義内容の対応関係が分かる構成とすること。

#### エ 講師

- ・各回のテーマに応じ、防災、福祉、BCP等に知見を有する講師を選定（改定指針の策定委員会の委員を想定）

- ・講師の人選については、県と協議の上決定すること
- オ 講義ごとのアンケート
  - ・各回のセミナー終了後、必ずアンケートを実施すること
  - ・アンケート項目は県と協議の上決定すること

【主な項目】

- 講義内容の理解度、指針内容の分かりやすさ、自施設での活用可能性、今後必要と考える支援内容 など
- ・アンケート結果は集計の上、県に報告すること

(2) 机上訓練の実施

ア 目的

- ・災害発生時の行動や判断を具体的に想定し、各施設が市町等と連携し、自施設の防災計画・BCP を点検・見直す契機とすること

イ 実施回数・実施対象

- ・県内2施設、県が示す施設、市町にて実施

ウ 実施方法

- ・セミナー内容と連動した机上訓練を実施する
  - ※想定災害例：大規模地震発生直後、職員被災による人員不足、停電・断水の長期化、受援要請や他施設との連携判断
- ・事前に施設及び市町と打合せを行い、BCP や市町との連携を踏まえた訓練シナリオを作成すること
- ・訓練終了後、結果を踏まえたグループワーク、意見交換、全体共有を含めた構成とする

エ 訓練ごとのアンケート

- ・机上訓練終了後、参加者に必ずアンケートを実施すること

【主な項目】

- 訓練内容の理解度、実際の災害対応への有用性、自施設における課題の気づき、今後実施したい訓練内容
- ・結果を集計し、県に報告すること

オ 成果報告会

- ・机上訓練後、対面及びWEB 配信を併用したハイブリッド方式にて開催
- ・机上訓練を実施した施設が当日までの準備や当日の取組み等の経緯や報告をまとめることへの協力

(3) アンケート結果の整理・活用

- セミナー及び机上訓練のアンケート結果について、年度内で横断的に整理・分析を行うこと

分析に当たっては、

- ✓ 施設規模別
- ✓ サービス種別
- ✓ 法人規模別

など、可能な範囲で傾向が分かる整理を行う

※R9 年度以降の施策検討に資する示唆を含めた報告を行うこと

## 5 委託事業者の業務内容

- ・セミナー及び机上訓練の企画・運営（スケジュールについては別紙1参照）
- ・講師候補者（防災セミナー）及び訓練実施施設・市町（机上訓練）との調整（県との協議を含む）
- ・会場の確保及びWEB配信環境の整備
- ・当日の進行管理及び運営補助
- ・アンケートの作成支援、実施、集計、報告
- ・その他、県が必要と認める業務

※防災計画作成指針の印刷・配送は県が別途実施する。

## 6 個人情報の取扱い

本業務において取得する個人情報（参加者情報、アンケート回答等）は、本業務の目的の範囲内でのみ利用すること。

受託者は、別紙2「石川県情報調達共通特記仕様書」及び別紙3「石川県個人情報取扱事務委託基準」を遵守すること。

個人情報は適切に管理し、漏えい、滅失、改ざん等の防止措置を講じること。

業務完了後は、県の指示に従い、個人情報を適切に廃棄又は返却すること。

アンケート結果の報告にあたっては、個人が特定されない形で集計・整理すること。

## 7 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 8 委託料及び経費の取扱い

本業務に要する経費は、原則として委託料に含むものとする。

講師に対する謝金及び旅費等については、社会通念上妥当な水準とし、金額及び支給条件については事前に県と協議の上決定するものとする。

## 9 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の

上定める。

明記されていない事項であっても、業務の性質上当然必要と認められるものについては、本業務に含まれるものとする。